

公益財団法人長谷川財団 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、公益財団法人長谷川財団と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都北区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、経済的援助を必要とする優れた学生に対する奨学金の支給を行うことにより、社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 大学生・大学院生に対する奨学金の給付
 - (2) その他当法人の目的を達成するために必要と認められる事業
- 2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

(公告)

第5条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 財産及び会計

(設立者の氏名及び住所並びに拠出する財産及びその価額)

第6条 設立者の氏名及び住所並びに当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

- (1) 設立者 東京都板橋区桜川二丁目20番7号
長谷川たけよ
拠出財産及びその価額 金銭 1,000 万円
- (2) 設立者 東京都北区赤羽南二丁目4番4号
長谷川正史
拠出財産及びその価額 金銭 1,000 万円

(財産の種別)

第7条 当法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、当法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産は、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、その一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会において議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第8条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第9条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号、第4号及び第6号の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告

- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 4 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 3 章 評議員及び評議員会

第 1 節 評議員

(評議員)

- 第 11 条 当法人に、評議員 3 名以上を置く。
- 2 評議員のうち、1 名を評議員長とする。

(評議員の選任及び解任)

- 第 12 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会の決議により行う。
- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
- (1) 各評議員について、次のイからトに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等以内の親族
 - ロ 当該評議員との婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - ヘ ロからニに掲げる者の 3 親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
 - ト 次に掲げる法人の法人税法第 2 条第 15 号に規定する役員（（イ）において「会社役員」という。）又は使用人である者
 - (イ) 当該評議員が会社役員となっている他の法人
 - (ロ) 当該評議員及びイからヘまでに掲げる者並び

にこれらの者と法人税法第2条第10号に規定する政令で定める特殊
の関係のある法人を判定の基礎にした場合に同号に規定する同族会
社に該当する他の法人

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計
数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人
の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する
社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員
を除く。)である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に
規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であ
つて、総務省設置法第4条第1項第9号の規定の適用を受けるものをい
う。)又は認可法人(特別の法律によって設立され、かつ、その設立に関
し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

3 評議員のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある
者の合計数又は、評議員のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある
者の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになっ
てはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある
者が含まれてはならない。

4 当法人の評議員で、他の一の法人(当該他の一の法人と法人税法施行令第4条
第2号に定める特殊の関係がある法人を含む。)又は団体の役員及び職員であ
る者の合計数は、評議員総数の3分の1を超えてはならない。

5 評議員は、当法人の理事、監事、又は使用人を兼ねることができない。

6 評議員長は、評議員会において選任する。

(任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関す
る定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一のものとする。
- 3 評議員は、第 11 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

- 第 14 条 評議員に対して、各年度の総額が 100 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。ただし、評議員の地位にあることのみに基づいて報酬を支給することはできない。
- 2 評議員に対して、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 2 節 評議員会

(構成)

- 第 15 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第 16 条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 事業計画書及び収支予算書の承認
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
 - (6) 定款の変更
 - (7) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (8) 残余財産の処分
 - (9) 合併、事業の全部又は一部の譲渡
 - (10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第 17 条 定時評議員会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第 18 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第 19 条 理事長は、評議員会の開催日の 5 日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第 20 条 評議員会の議長は、評議員長がこれに当たる。

(決議)

第 21 条 評議員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) 合併、事業の全部又は一部の譲渡
- (6) 残余財産の処分
- (7) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。監事の候補者の合計数が第 25 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 22 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案

について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 23 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 24 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第 4 章 役員及び理事会

第 1 節 役員

(役員)

第 25 条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3 名以上

監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を代表理事とし、代表理事をもって理事長とする。

(役員の選任)

第 26 条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 代表理事は、理事会において選定する。

3 当法人の理事で、法人の評議員又は役員（次項において「役員等」という。）の親族その他特殊の関係がある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1（現在数）を超えてはならない。

4 前項の親族その他特殊の関係がある者とは、次のいずれかに該当する者をいうものとする。

(1) 役員等の親族

(2) 役員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

(3) 役員等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者

(4) (2) 又は (3) に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしている者

- (5) 次に掲げる法人の法人税法第2条第15号に規定する役員（イにおいて「会社役員」という。）又は使用人である者
- イ 役員等が会社役員となっている他の法人
- ロ 役員等及び(1)から(4)までに掲げる者並びにこれらの者と法人税法第2条第10号に規定する政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎にした場合に同号に規定する同族会社に該当する他の法人
- 5 当法人の理事で、他の一の法人（当該他の一の法人と法人税法施行令第4条第2号に定める特殊の関係がある法人を含む。）又は団体の役員及び職員であるものの合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 6 第3項から第5項の規定は、監事について準用する。
- 7 監事には、理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の職員が含まれてはならない。また、監事は、相互に親族その他特殊の関係を有するものであってはならない。

（理事の職務権限）

- 第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人の業務の執行を決定する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務権限）

- 第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（任期）

- 第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事又は監事は、第 25 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第 30 条 役員が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第 31 条 理事に対して、各年度の総額が 100 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。ただし、理事の地位にあることのみに基づいて報酬を支給することはできない。

- 2 監事に対して、各年度の総額が 100 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。ただし、監事の地位にあることのみに基づいて報酬を支給することはできない。
- 3 理事及び監事に対して、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 2 節 理事会

(構成)

第 32 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 33 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職
- (4) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (5) 第 10 条第 1 項に掲げる書類の承認
- (6) 重要な財産の処分及び譲受け
- (7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期の借入金を除く。）そ

その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(8) 各種規則の変更

(9) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 34 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。

3 臨時理事会は、必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(招集)

第 35 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(招集の通知)

第 36 条 理事長は、理事会の開催日の 5 日前までに、理事及び監事に対して、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

第 37 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第 38 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、理事総数（理事現在数）の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上が出席し、理事総数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 事業計画書及び収支予算書の承認

(2) 第10条に掲げる書類の承認

(3) 重要な財産の処分及び譲受け

(4) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期の借入金を除く。）

その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(5) 各種規則の変更

- 3 当法人が贈与又は遺贈（以下「贈与等」という。）により取得した財産が贈与等をした者又はその者の親族が会社役員となっている会社の株式又は出資である場合には、その株式又は出資に係る議決権の行使に当たっては、あらかじめ理事会において理事総数（理事現在数）の3分の2以上の承認を要する。

(決議の省略)

第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第40条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第27条第3項の規定による報告については適用しない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名しなければならない。

第5章 定款の変更、公益認定の取消し等、解散及び清算

(定款の変更)

第42条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 当法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第43条 当法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である時を除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(解散)

第 44 条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定める事由によって解散する。

(残余財産の処分等)

第 45 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人、公益財団法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人であって、租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与させるものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第 6 章 附則

(最初の事業年度)

第 46 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。